

**区分：Ⅲ**

号機	4号機	
件名	排気筒上部（屋外）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 21 年 9 月 30 日午前 9 時 20 分頃、4号機排気筒上部（屋外、地上 35m 付近）において、耐震強化工事に従事していた協力企業作業員が、仮設エレベータに安全帯を掛けて上部作業床に移動しようとした際、エレベータが下に動いたため、エレベータに取り付けた安全帯に体が引っ張られ、左足ももの付け根から腰にかけて、単管パイプに圧迫されました。左内ももにわずかな出血があり当社健康管理室にて応急処置を行いました。痛みがあることから業務車にて病院へ搬送しました。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <b>その他設備</b></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、左内転筋挫傷と診断されました。</p> <p>原因を調査した結果、以下のことがわかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベータ上部で作業を行う際の手順書では、エレベータの電源を切るよう定めていたが、作業班長確認のもと、被災した作業員は短時間の作業であることから電源が入った状態で作業しようとしたこと。</li> <li>エレベータなどの可動物に安全帯をかけてはいけないルールとなっているところ、被災した作業員は移動の際にエレベータ上部の機器に安全帯をかけて移動しようとしていたこと。</li> <li>上部で作業を行うためエレベータの操作を禁止することとなっていたにもかかわらず、作業班長は、全体を監視する地上の監視員に連絡していなかったことから、地上の作業員に作業が周知されず、地上の作業員が昇降ボタンを操作してエレベータを動かしたこと。</li> <li>作業前に排気筒上部からエレベータを使用しないように、地上の作業員にアナウンスを行ったが、うまく伝わっていなかったこと。</li> </ul> <p>今後、エレベータ上部で作業する際は、手順書を遵守してエレベータの電源を切ることやエレベータなどの可動物には安全帯をかけないことを徹底するとともに、全体を監視する地上の監視員に事前に連絡を行い、地上部のエレベータ操作盤を操作禁止として表示札を掲示することとします。</p> <p>また、排気筒上部で作業する際は、トランシーバーを活用して作業場所と地上で作業状況について頻繁に確認しあうことといたしました。</p> <p>当社は、本事象に鑑み、引き続き排気筒耐震補強工事の安全対策について検討を行い必要な対策を講じるとともに、本事象について当社社員および協力企業作業員に周知徹底します。</p>	

# 4号機排気筒けが人発生場所

